

長 建 協 発 第 3 9 5 号
平成 2 7 年 1 2 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

旭化成建材（株）によるくい施工データの流用等が判明した
物件に関するくい支持層到達を確認する方法について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「旭化成建材（株）がくい施工を行った工事において施工データの流用等が判明した場合の対応」については、平成27年11月18日付長建協発第377号文書にてお知らせし、ご協力いただいているところであります。

今般、国土交通省において、旭化成建材（株）によるくい施工データの流用等が判明した物件に関するくい支持層到達を確認する方法がとりまとめられました。

また、同方法を参考として、施工データの流用等が判明した物件について、施設管理者、工事施工者等に対し、建物の状況による安全性の確認及び支持層到達状況の調査を早急に実施し、その結果を国土交通省へ報告するよう、同省住宅局建築指導課より各都道府県建築主務課長あてに通知がありました。

これを受け、本会所属会員事業所方においても、同通知に該当された場合には対応方求める旨、全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、遺漏なき対応を講じられますようご協力方お願い申し上げます。